

上越市農業水利施設電気料金高騰対策支援事業補助金交付規則をここに公布する。

令和6年3月21日

上越市長 中川 幹 太

上越市規則第5号

上越市農業水利施設電気料金高騰対策支援事業補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、原油価格の高騰により電気料金が値上がりしている状況を踏まえ、農業用水の安定供給の維持及び農地等における排水の適切な実施を図るため、予算の範囲内で交付する上越市農業水利施設電気料金高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第2条 補助金の交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、共同利用に供されている農業水利施設のうち、令和5年度新潟県農業水利施設省エネルギー化推進対策事業に基づく調査により新潟県が支援の対象施設として認める施設とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内の補助対象施設を所有する土地改良区とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象施設に係る令和5年度における電気料金の値上がり相当分とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象施設に係る令和5年4月から同年12月までの間に使用した電気料金から令和4年の同期間に使用した電気料金を減じて得た額に100分の15を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

(交付申請等)

第6条 補助対象者は、上越市農業水利施設電気料金高騰対策支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象施設に係る令和4年4月から同年12月まで及び令和5年4月から同年12月までの間に使用した電気料金を確認することができる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、上越市農業水利施設電気料金高騰対策支援事業補助金交付<sup>決定</sup>通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（決定の取消し）

第7条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の決定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（帳簿書類の検査等）

第9条 市長は、本事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて補助事業者に報告を求め、本事業に係る帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施に関する必要な書類や物件を検査することができるものとする。

2 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しなければならない。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

上越市農業水利施設電気料金高騰対策支援事業補助金交付申請書

（宛先）上越市長

年 月 日

申請者 団体名

代表者

電話番号

次のとおり上越市農業水利施設電気料金高騰対策支援事業補助金の交付を受けたいので申請します。

補助対象経費	円
補助金交付申請額	円
添付書類	補助対象施設に係る令和4年4月から同年12月まで及び令和5年4月から同年12月までの電気料金を確認することができる書類

第2号様式（第6条関係）

上越市農業水利施設電気料金高騰対策支援事業補助金交付 <sup>決定</sup> 通知書  
却下

第 号  
年 月 日

様

上越市長



年 月 日付けで申請のあった上越市農業水利施設電気料金高騰対策支援  
と お り 決 定  
事業補助金について、次の <sup>理由により申請を却下</sup> したので通知します。

決 定	交付決定額	円
	交 付 条 件	1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付けによる交付申請書記載のとおりとする。 2 上越市農業水利施設電気料金高騰対策支援事業補助金交付規則 に従うこと。
却 下	理 由	